

難病指定医・協力難病指定医に指定された医師の皆様へ

1 指定医について

特定医療費の支給認定の申請に必要な臨床調査個人票は、都道府県が指定した「難病指定医」又は「協力難病指定医」が作成したもののみが有効です。

■指定医の要件

区分	難病指定医（指定医番号：S又はTを含む）	協力難病指定医（指定医番号：Cを含む）
内容	● 新規 及び 更新 、双方の支給認定申請に係る臨床調査個人票の作成が可能	● 更新 の支給認定申請に係る臨床調査個人票のみ作成が可能
申請要件	●診断又は治療に5年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有する医師で、次のいずれかに該当する者 ①学会が認定する専門医※ ②都道府県が行う研修を修了していること	●診断又は治療に5年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有する医師で、都道府県が行う研修を修了していること

※厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医に限る（詳細は道のホームページをご覧ください。）

2 今後の更新について

- 指定医は5年ごとにその更新を受けなければ効力を失います。
- 更新等については、有効期間が終了する年の初めまでに地域保健課から通知する予定です。
- 更新申請は、有効期間終了の6か月前から受付を開始します。
- 専門医資格を有していない難病指定医及び協力難病指定医については、指定有効期間の前までに知事が行う研修を受講する必要があります。

	指定医番号	次回更新 (更新申請は指定有効期間の6か月前から申請可能)
難病指定医	Sを含む (専門医資格～有)	研修受講は不要です。 更新申請書に 専門医資格を証明する書類(写) を添付して申請
	Tを含む (専門医資格～無)	指定有効期間の前までに指定医研修を受講し、 更新申請書に 修了証書を添付して申請 （裏面 Q5 もご覧ください）
協力難病指定医	Cを含む	指定有効期間の前までに指定医研修を受講し、 更新申請書に 修了証書を添付して申請

3 変更・辞退の届出について

- 指定医の氏名、連絡先、主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地が変更になったときは変更届出書の提出が必要です。
- 指定医は、その指定を辞退するときは、辞退届の提出が必要です。
指定医がお亡くなりになった場合には、親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が提出してください。

4 その他

申請・届出様式などは道のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/116174.html>)

また、裏面の「5 よくあるお問い合わせ」も参考にしてください。

5 よくあるお問い合わせ

- Q1) 患者から専門外の臨床調査個人票の記載を求められた場合、必ず記載しなければならないのでしょうか。
- A1) 指定医はすべての指定難病について臨床調査個人票を記載する事は可能ですが、通常自らの専門に従い十分に診断可能な疾病の診断を行うこととなります。
指定医が専門外の疾病などの記載を求められた場合は、適宜、他の指定医を紹介することが望ましいと考えます。
- Q2) 研修を受けて指定医となった医師が有効期間内に専門医資格を取得した場合、新規申請又は変更届のどちらでしょうか。
- A2) 新規申請と同様の取扱いとなり、指定医番号も変わります。
有効期間は新たな指定日から5年間です。
(現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、そのまま現在の指定医番号をお使いいただき、更新申請時に専門医に切り替えるという方法もあります。)
- Q3) 専門医資格を有する医師として、指定医の指定通知書をもらいましたが、専門医資格の有効期限が切れてしまい、専門医資格の取得予定はありません。
この場合はどうしたらよいでしょうか。
- A3) 現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、現在の指定医番号をそのままお使いいただけます。ただし、次回更新申請までに、知事が行う指定医研修を受講しておく必要があります。
- Q4) 指定医が道外へ転出した場合の取扱いについて教えてください。
- A4) 道外へ転出する場合は道に変更の届出を提出し、変更後の都府県には新規申請を行います。
なお、新規申請時に、変更前の指定通知書を申請書の添付書類とする場合は、その他の添付書類が省略可能となり、指定の有効期間は変更前の道が指定した有効期間の残期間です。
- Q5) 指定医の更新に係る研修受講時期についてはどの時点で受講すれば良いですか。
- A5) 更新申請に「研修修了証書（写可）」の添付が必要です。
更新申請前の有効期間の5年を超えない日までに研修を受講する必要があります。
経過的特例で、O1POで始まる指定医番号をお持ちだった方が、次回更新申請をする際には、H27又はH28年の修了証書を添付できます。

6 申請書等提出先・お問い合わせ先

主たる勤務先の医療機関の所在地により問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

○札幌市～札幌市保健所(H30.4.1～)

○上記以外～北海道保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係

難病対策係

TEL：011-231-4111（内線 25-531）